



- I. 会社補償及び D&O 保険に関する議論の状況
- II. 『議決権行使白書』—議決権行使の実質化に向けた現状と課題—について

2017 年  
7 月号

## I. 会社補償及び D&O 保険に関する議論の状況

執筆者: 松本 絢子

### 1. はじめに

2015 年 7 月 24 日に「コーポレート・ガバナンスの実践～企業価値向上に向けたインセンティブと改革～」(以下「経産省報告書」といいます。)が公表されてから約 2 年が経過しましたが、会社補償や役員賠償責任保険(以下「D&O 保険」といいます。)について、日本企業においても少しずつ議論がなされ始めています。

従来、多くの企業では、D&O 保険については、役員に対する責任追及に備えて加入はしているものの、あまり関心は高くなく、また会社補償に至っては、D&O 保険と同様に役員就任条件として重要であるにもかかわらず、これまで学術的にも実務的にもあまり正面から議論されてこなかったために会社補償が認められるのかが曖昧であったという背景もあり、そもそも制度としては導入していなかったのではないかと考えられます。

しかし、経産省報告書の公表を契機に、まずは既に参加している D&O 保険の保険料について、更新のタイミングで全額会社負担に変更した企業が少なくないようです。そしてさらに、経産省報告書別紙 2「会社役員賠償責任保険(D&O 保険)の実務上の検討ポイント」<sup>2</sup>等<sup>3</sup>を参考に、D&O 保険の付保内容についても、当該企業のニーズやポリシーに即した適切なものといえるかを改めて検証する企業も出てきています。

他方、会社補償については、経産省報告書において現行法の下でも認められるという考え方が公に示された<sup>4</sup>点で一歩前進し

<sup>1</sup> <http://www.meti.go.jp/press/2015/07/20150724004/20150724004.html>

<sup>2</sup> <http://www.meti.go.jp/press/2015/07/20150724004/20150724004-3.pdf>

<sup>3</sup> D&O 保険をめぐる議論については、D&O 保険実務研究会編「成長戦略と企業法制 D&O 保険の先端 1」(商事法務・2017 年)もご参照ください。

<sup>4</sup> 経産省報告書別紙 3「法的論点に関する解釈指針」(以下「会社法解釈指針」といいます。)(<http://www.meti.go.jp/press/2015/07/20150724004/20150724004-4.pdf>)もご参照ください。

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

たものの、検討すべき実務上の論点が多岐に亘り、具体的に何をどう検討すべきか分からないといった声も実務現場では聞かれます。

そこで、神田秀樹教授をはじめとする学界及び実務界からの参画を得て、会社補償の実務に関する研究会が立ち上げられました。この研究会では、日本企業の実態を踏まえつつ、欧米の実務状況を参考に議論が重ねられ、2017年5月25日には、現行法の下での会社補償に関する実務上の考え方を整理したものと「会社補償実務指針案」<sup>5)</sup>(以下「本指針案」といいます。)を策定・公表しています。本指針案が、今後企業等において広く参照され、日本における会社補償の実務と議論の健全な進展に寄与することが期待されます。但し、これはあくまで1つの考え方について整理されたものに過ぎず、各企業においてそれぞれのニーズやポリシーに応じた適切な形にアレンジしていく必要があります。

また、並行して、現在の会社法改正の議論の中でも、会社補償やD&O保険といった論点が取り上げられており、公益社団法人商事法務研究会に設置された会社法研究会<sup>7)</sup>が2017年3月2日に公表した「会社法研究会報告書」<sup>8)</sup>においても言及されました。

そして、2017年4月より開催されている、法務省における法制審議会—会社法制(企業統治等関係)部会<sup>9)</sup>(以下「法制審」といいます。)でも会社補償やD&O保険が議題の1つとして掲げられており、引き続き議論がなされています。したがって、現行法の下での整理とともに、今後の改正動向も注視していく必要があります。

## 2. 「会社補償実務指針案」のポイント

### (1) 従来の実務と補償契約等の必要性

多くの日本企業においては、これまで会社補償を「制度」としては導入していなかったのではないかと考えられますが、役員が責任追及された場合に、例えば、現行民法の委任に関する規定(649条、650条1項・3項)に従って費用や損害賠償金を補償したり、明示の契約等がなくても、会社が合理的裁量により個別の取扱いとして、会社が契約当事者として弁護士との委任契約を締結してその費用を負担するなど、従前から会社補償行為(又は類似行為)は実務上必要に応じて行われてきたと考えられます。本指針案は、このような実務上問題なく行われてきた行為も含めて新たな制約を課すことを意図しているものではない点には留意が必要です。

もっとも、これまでこのような現行民法に従った補償や個別の取扱いにより対応してきた企業においても、必ずしも新たな補償契約等の締結が不要となるわけではありません。現行民法の委任に関する規定については、役員が責任追及された場合の争訟費用等が「委任事務を処理するために必要」といえるかの解釈が必ずしも明確でないことや、任意規定である現行民法上の要件を超えて費用や損害賠償金を補償するニーズもあり得ることに加え、会社の合理的裁量による個別の取扱いのみでは役員にとっていつ会社が補償してくれるかの予測可能性を欠くことから、優秀な人材を役員として起用し、また役員が過度にリスク回避的判断を行うことを予防するという役員のインセンティブの観点からは、事前に補償契約や指針等を制定して役員就任条件として提示できるようにしておくことも極めて有用であると思料されます。

<sup>5)</sup> <https://www.jurists.co.jp/ja/news/13650.html>

<sup>6)</sup> 詳細は、武井一浩＝中山龍太郎＝松本絢子「会社補償実務研究会『会社補償実務指針案』の解説」(商事法務2134号20-29頁)もご参照ください。

<sup>7)</sup> <https://www.shojihomu.or.jp/kenkyuu/corporatelaw>

<sup>8)</sup> <https://www.shojihomu.or.jp/documents/10448/3284511/%E3%80%8C%E4%BC%9A%E7%A4%BE%E6%B3%95%E7%A0%94%E7%A9%B6%E4%BC%9A%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8%E3%80%8D%E5%85%AC%E7%9B%8A%E7%A4%BE%E5%9B%A3%E6%B3%95%E4%BA%BA%E5%95%86%E4%BA%8B%E6%B3%95%E5%8B%99%E7%A0%94%E7%A9%B6%E4%BC%9A%E3%83%BB%E5%B9%B3%E6%88%9029%E5%B9%B43%E6%9C%88%E6%97%A5.pdf/80c5bfc8-32bf-4d9b-9192-7d71275efb55>

<sup>9)</sup> [http://www.moj.go.jp/shingi1/housei02\\_00297.html](http://www.moj.go.jp/shingi1/housei02_00297.html)

## (2) 費用と損害賠償金

会社が役員職務執行に関連して金員を負担する行為としては、現行民法上の概念を踏まえ、①報酬、②費用、③損害賠償金の3つの類型に分類することができます。このうち、会社補償は、職務執行のための費用として相当な額の支給であれば、会社法361条1項の株主総会決議(指名委員会等設置会社の場合には報酬委員会決議)を要する①報酬には該当しないと整理されています<sup>10</sup>。

そこで、本指針案においては、①報酬については射程外としたうえで、米国の実務等を参考に、②費用と③損害賠償金とで取扱いを区別しています。

②費用については、請求等の当初の段階から発生するため、随時適切な補償がなされ十分な防御活動が確保されることが、役員及び会社における損害の回避又は縮減の観点から非常に重要となります。そこで、費用の補償については前払手続を置いておくことが有益であると考えられます。但し、結果として補償すべき場面でなかったことが事後的に発覚することもあり得ますので、違法抑止機能及び会社財産の不当な流出防止の観点から、一定の場合には前払いした費用を返還する手続も併せて定めることが望ましいと思料されます。

また、現行民法上は、費用の補償の要件として、費用が「委任事務を処理するために必要」であることを要求していますが、実際には、必ずしも「必要」性が認められない場合であっても、会社の損害回避又は縮減及び役員インセンティブの観点からは、役員職務執行行為に「関連」して訴訟を提起された場合の防御費用等をあえて補償対象から除外する必要もないと考えられることから、役員の地位又は職務執行に関連性を有することを要件としています(関連性要件)。

これに対して、③損害賠償金については、確定判決後に発生することから特に随時性は要求されません。また、現行民法上は、損害賠償金の補償について、受任者が無過失であることを要件としていますが、結果として過失が認められてしまった場合には損害賠償金が一切補償されないとすると、役員が過度にリスク回避的な判断に流されるおそれがある一方で、役員責任が認められた場合でも広く補償を認めすぎると、役員責任規定等による違法抑止機能を形骸化させてしまうことから、適切な要件による限定は必要であるといえます。そこで、損害賠償金の補償においては、会社補償の趣旨に鑑み、会社の利益に資することを要件としています(会社利益要件)。

なお、請求等においては確定判決に至らず和解で終結することもあります。その場合の和解金については原則として損害賠償金に準じた取扱いがなされています。但し、会社補償を見越した安易な和解を誘発しないよう、和解をするに当たり会社の事前の同意を会社補償の要件とする考えられます。

## 3. 会社法改正の議論の概要<sup>11</sup>

### (1) D&O 保険

法制審では、①D&O 保険契約の内容の決定手続として、(i)取締役又は執行役に委任できないとすること、(ii)株主総会決議を要するとすること、②事業報告における開示(又はD&O 保険契約の内容を法律で制限すること)、③利益相反取引規制の適用除外規定を置くことが論点として掲げられています。

### (2) 会社補償

同様に、①補償契約の対象として一定の費用(相当性)及び損害賠償金(対第三者責任・善意無重過失)に限定すること、②補償契約の内容の決定及び補償契約に基づく補償の決定の手続として、(i)取締役又は執行役に委任できないとすること、(ii)株主総会決議を要するとすること、③事業報告での開示(補償契約の相手方、補償契約の内容の概要、当該事業年度における補償

<sup>10</sup> 会社法解釈指針脚注21もご参照ください。

<sup>11</sup> 法制審資料1「企業統治等に関する規律の見直しとして検討すべき事項」(<http://www.moj.go.jp/content/001224551.pdf>)、法制審資料4「役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備に関する論点の検討」(<http://www.moj.go.jp/content/001228039.pdf>)もご参照ください。

額)、④利益相反取引規制の適用除外規定を置くことが論点として掲げられています。

## 4. おわりに

D&O 保険や会社補償に関する会社法改正の議論についても今後注視する必要があるものの、すぐに改正がなされるわけではないことから、日々の役員による職務執行に伴い責任追及リスクが発生している状況を考えると、現行法の下で適切な D&O 保険を整備し、会社補償制度を導入しておくことが、会社の利益及び役員のインセンティブに資するものといえ、望ましいと考えられます。

先般公表された本指針案等を踏まえ、今後各企業において会社補償に関しても実質的な議論がなされることが期待されます。



まつもと あやこ  
松本 絢子

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[a\\_matsumoto@jurists.co.jp](mailto:a_matsumoto@jurists.co.jp)

2005 年弁護士登録、2013 年ニューヨーク州弁護士登録。2012 年ノースウェスタン大学ロースクール卒業(LL.M.)後、2012-2013 年にニューヨークの米国三菱商事会社および北米三菱商事会社に出向。国内外の M&A や企業組織再編のほか、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、その他企業法務一般を幅広く扱う。

## Ⅱ. 『議決権行使白書』——議決権行使の実質化に向けた現状と課題』について

執筆者：森田 多恵子

### 1. はじめに

2017 年 5 月 25 日、株式会社 ICJ と法曹実務家で組織する「議決権行使実質化検討フォーラム」から、「議決権行使白書—ガバナンス改革のさらなる進展に向けた『議決権行使の実質化』の現状と課題」(以下「白書」といいます。)が公表されました<sup>12</sup>。

パッシブ運用の機関投資家の保有比率が高まる傾向にある中、ステewardシップ・コード原則 5 は、「機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである」としており、「議決権行使の実質化」が重要な論点として認識されつつあります。上記フォーラムは、議決権行使の実質化をめぐる数ある論点の中で「総会議案について企業側と機関投資家側との意見の相違がある場合」を第 1 回目のテーマとして取り上げ、実態調査結果等を取り纏めました。具体的には、次のような内容が紹介されています。

- ① 企業側と機関投資家側との意見の相違と解消・緩和に向けたプロセス(電子化プロセスの進展状況等)
- ② 主要議案ごとの議決権行使の傾向分析
- ③ 議決権行使の実質化に向けたプロセス(招集通知の早期開示の進展、議決権行使フロー、議決権行使助言会社の反対推奨)
- ④ 会社側見解と機関投資家側見解との相違解消に向けた会社側からの補足説明等の発信等

以下では、白書の概要について簡単に紹介します。

<sup>12</sup> <http://www.icj.co.jp/news/information/1244/>

## 2. 企業側と機関投資家側との意見の相違と解消・緩和に向けたプロセス

機関投資家の議案検討期間の確保や、大量の議決権行使における電子化プロセスの効率性等の観点から、議決権行使の実質化において、電子化プロセスが進展することの意義は大きいと言えます。白書では、電子化プロセスの進展状況として、株式会社 ICJ が提供する議決権電子行使プラットフォーム(以下「PF」といいます。)への参加状況について分析がなされています。白書では、2016 年末時点での参加会社は 760 社<sup>13</sup>(2017 年総会から参加予定の 18 社を除く。)で、指数別に見ると、JPX 日経インデックス 400 採用銘柄の 81.3%、日経平均株価採用銘柄の 95.6%が PF 参加会社であることが示されています。

また、機関投資家側も PF を活発に利用しており、2016 年 1 月から 12 月に開催された PF 参加会社の株主総会では、国内金融機関の 84.2%、外国法人の 58.9%が PF 参加株主であったことが紹介されています。総議決権個数に占める PF 参加株主の保有議決権比率の平均は 38.0%でしたが、議決権行使総数に占める PF 参加株主の割合は平均 42.7%でした。これは、PF 参加の国内機関投資家の行使率が 98.3%、PF 参加の海外機関投資家の行使率が 79.2%と、PF 参加株主の行使率が相対的に高いためです。

## 3. 主要議案ごとの議決権行使の傾向分析

白書では、2015 年に開催された PF 参加会社の株主総会における 7,335 議案(会社提案 7,186 議案、株主提案 149 議案)と、2016 年に開催された PF 参加会社の株主総会における 9,576 議案(会社提案 9,463 議案、株主提案 113 議案)について、反対率の状況や、議案内容ごとの反対理由等について分析しています。たとえば、株式報酬・ストックオプション関連の議案について、海外機関投資家の反対率が上位の議案については、付与株式数の上限が非開示であることを反対理由とするものが多く挙げられている一方、国内機関投資家の反対率が上位の議案では、付与対象者に社外取締役が含まれることを反対理由とするものが多く見られます。これらの事例における傾向は、各社が次期株主総会の議案の内容や説明理由の記載を検討するに当たって参考になると考えられます。

## 4. 議決権行使の実質化に向けたプロセス

### (1) 招集通知の早期開示の進展

コーポレートガバナンス・コードを踏まえた企業側の努力もあり、議決権行使の実質化を支える招集通知の早期発送や、発送前ウェブ開示等の取組は、近年着実な進歩が見られます。白書では、2016 年 6 月総会における招集通知の英訳状況、ウェブ開示の利用率(日本語、英訳)のいずれをとっても、PF 参加会社の方が非参加会社に比べて積極的であったこと等が紹介されています。

### (2) 会社側見解と機関投資家側見解との相違とその解消に向けた取組

機関投資家等から想定外の反対票が集まる場合、会社側の認識と機関投資家側の認識との間で生じている何らかの重要な差異の原因を分析することは、議決権行使の実質化を図る観点から重要であると考えられます。こうした事象としては、①議決権行使助言会社から反対推奨等があったこともあり会社提案に対して機関投資家から相当数の反対票が行使され、②それに対して会社側が一定の補足説明や反論(以下「補足説明等」といいます。)を行っている場合が代表的であるとして、白書では、PF 参加会社のうち、日経 225 又は JPX 日経 400 採用銘柄である 374 社が 2016 年 1 月から 12 月に開催した株主総会における全 4,966 議案について、議決権行使助言会社である ISS から反対推奨(株主提案については賛成推奨)がなされた議案の反対率等について分析・検討をしています。

白書では、上記 374 社のうち、何らかの議案で反対推奨を受けた会社は 4 割を優に超えていることが紹介されています。そし

<sup>13</sup> 株式会社 ICJ のウェブサイトによると、2017 年 7 月 18 日時点の参加会社は 840 社で、参加会社数は堅調な伸びを示しています。

て、反対推奨がされた議案についてはその平均反対率が(全議案に反対推奨がされた買収防衛策議案を除き)どの議案についても大幅に高くなっており、特に、海外機関投資家からの平均反対率はいずれも 50%を超え、会社提案全体の平均反対率は国内機関投資家 33.9%、海外機関投資家 61.8%に上る結果となっていました。また、株主提案への平均賛成率も、全体では国内機関投資家 2.5%、海外機関投資家 6.9%であるのに対し、賛成推奨された議案に限定すれば、国内機関投資家 30.6%、海外機関投資家 49.2%と大きく増加していました。

白書では、議案別の反対推奨数や反対推奨の理由についても分析されています。反対推奨の数としては、取締役選任議案(106/3,626 議案)、監査役選任議案(100/483 議案)が多く、経営トップについては ROE 基準、社外取締役・社外監査役については独立性の判定をめぐる問題が反対理由の上位を占めていました。

## 5. 会社側見解と機関投資家側見解との相違解消に向けた会社側からの補足説明等の発信等

反対推奨の理由は様々ですが、機関投資家や議決権行使助言会社として重要であると考えられる事項に関する情報が、株主総会参考書類に明示されていないために反対の議決権行使や反対推奨がなされる場合もあります。そのような場合等に、会社側から更なる情報開示の拡充等が行われることは議決権行使の実質化にとっても有用であると考えられます。

白書では、2012 年 1 月から 2016 年 12 月に開催された PF 参加会社の株主総会において、補足説明等がなされた 93 総会 172 議案(会社提案 142 議案、株主提案 30 議案)について分析がなされています。会社提案全体では、取締役選任議案への補足説明等が最も多く 63 議案あり、次に多いのが監査役選任議案の 46 議案でした。これらは議決権行使助言会社からの反対推奨が多い議案でもあります。

PF では、招集通知発送日の翌日から株主総会前日までの間、議決権行使が可能で、この間は投票をやり直すこともできますが、海外機関投資家については、議決権行使助言会社の推奨結果の判明前に議決権が行使される割合は低く、推奨結果の判明後に行使率が上昇し、株主総会 8 日前には約 3 分の 2 が行使済みになります。一方、国内機関投資家は、株主総会 8 日前までに議決権行使がされることは少なく、現状では総会 8 日前から総会当日までの間に投票が集中しています。白書では、補足説明等がなされた上記 93 総会のうち、会社提案に対する反対推奨、株主提案に対する賛成推奨が確認された 87 総会を対象に集計した結果、議決権行使可能期間が 21 日未満のケースでは、国内機関投資家による最終賛成率の平均が 58.4%であるのに対し、28 日以上の場合では 74.3%に上昇していることが紹介されています。これは、議決権行使可能期間が長い場合には、推奨及び補足説明等が出てから投票期限までに時間的猶予があり、それらを踏まえた議決権行使ができるため賛成率が上がっている可能性があると考えられます。

### 推奨・補足説明等の時期と機関投資家の行使状況の関係

調査範囲：2012 年～2016 年総会

議決権行使可能期間			反対推奨時	補足説明時	株主総会 8 日前	最終結果
21 日未満 (18 総会)	海外	賛成率	6.1%	24.1%	35.3%	50.4%
		反対率	9.2%	22.8%	31.2%	49.6%
	国内	賛成率	0.0%	3.1%	0.9%	58.4%
		反対率	0.0%	2.8%	0.5%	41.6%
21 日以上 28 日未満 (65 総会)	海外	賛成率	6.1%	13.0%	26.9%	38.5%
		反対率	4.7%	24.5%	41.8%	56.3%
	国内	賛成率	0.1%	1.9%	2.9%	65.6%
		反対率	0.0%	0.4%	0.7%	29.2%
28 日以上 (4 総会)	海外	賛成率	4.3%	5.3%	29.0%	46.4%
		反対率	0.9%	14.8%	40.0%	53.6%
	国内	賛成率	0.0%	0.3%	0.4%	74.3%
		反対率	0.0%	0.1%	1.2%	25.7%

- ※1 172 議案に関する 93 総会の中から、会社提案に対し反対推奨、株主提案に対し賛成推奨が確認された 87 総会を対象に集計した。
- ※2 議決権行使可能期間の分類毎に国内海外別の最終結果を 100%としている。

(出典:白書 図表 4-4-4)

また、PF 参加会社のうち、日経 225 又は JPX 日経 400 採用銘柄である 374 社の 2016 年総会において反対推奨を受けた会社提案に対して会社から補足説明等がなされた 23 議案について、PF 参加株主の平均反対率は国内 20.1%、海外 56.7%と、補足説明等がなかった残り 232 議案の平均反対率(国内 35.3%、海外 62.3%)を下回っていることも紹介されています。会社からの補足説明等は、その出すタイミングや議案の内容等にもよりますが、少なからざる場合において機関投資家の議決権行使を転換させる効果を発揮していることがうかがわれます。



もりた たえこ  
森田 多恵子

西村あさひ法律事務所 弁護士

[t\\_morita@jurists.co.jp](mailto:t_morita@jurists.co.jp)

2004 年弁護士登録。会社法・金商法を中心とする一般企業法務、M&A、コンプライアンス、消費者法制などを取り扱っている。株主総会、コーポレートガバナンスに関する業務に幅広く関与。

論文情報 (2017年5月～2017年7月)

- \* 「M&A in Japan for Foreign Investors Part 1: The Basic Features of Japanese Companies」 松村英寿・上野太資、Amidas Partners M&A Advisory Service Website
- \* 「役員給与等に係る平成 29 年度税制改正【第 4 回】「業績連動給与に関する改正」」 柴田寛子、税務・会計 Web 情報誌 Profession Journal No.222(2017年6月15日号)
- \* 「役員給与等に係る平成 29 年度税制改正【第 3 回】「特定譲渡制限付株式(リストラクテッド・ストック)に関する改正」」 柴田寛子、税務・会計 Web 情報誌 Profession Journal No.221(2017年6月8日号)
- \* 「Corporate Counselor No.23 Joint Venture Termination Surprises (英)」 野田昌毅・スティーブン・ポラー
- \* 「役員給与等に係る平成 29 年度税制改正【第 2 回】「定期同額給与及び事前確定届出給与に関する改正」」 柴田寛子、税務・会計 Web 情報誌 Profession Journal No.220(2017年6月1日号)
- \* 「役員給与等に係る平成 29 年度税制改正【第 1 回】「改正の全体像」 - 損金算入要件に関する横断的な整理 -」 柴田寛子、税務・会計 Web 情報誌 Profession Journal No.219(2017年5月25日号)
- \* 「スピン・オフ税制の導入とわが国上場会社への影響[下]」 太田洋、旬刊商事法務 No.2134(2017年5月25日号)
- \* 「スピン・オフ税制の導入とわが国上場会社への影響[上]」 太田洋、旬刊商事法務 No.2133(2017年5月5・15日合併号)
- \* 「The Corporate Governance Review - Seventh Edition - (Japan Chapter)」 原田充浩・中山達也、Law Business Research

書籍情報 (2017年5月～2017年7月)

- \* 「現代租税法講座 第3巻 企業・市場」 米田隆・太田洋・伊藤剛志、日本評論社

セミナー情報 (2017年5月～2017年9月)

開催予定

- \* **申込受付中**「業績連動報酬・株式報酬の導入に向けて」 柴田寛子  
開催日: 2017年9月12日(火)  
お申込・詳細: <<https://www.jurists.co.jp/ja/seminars/46435.html>>
- \* **申込受付中**「ベトナムへの進出及び現地事業運営の法務と実務」 廣澤太郎  
開催日: 2017年8月3日(木)  
お申込・詳細: <<https://www.jurists.co.jp/ja/seminars/47013.html>>

開催済

- \* 「グループ会社管理のポイントとグループ管理規程整備における留意点」 森本大介
- \* 「M&A 法務デューデリジェンスのチェックポイントと契約への反映【実践演習編】」 石川智也
- \* 「日本企業による M&A・出資に関連する企業紛争」 柴原多
- \* 「【現地報告】ベトナムへの進出及び進出後の実務」 廣澤太郎
- \* 「大量保有報告制度【応用編】」 町田行人
- \* 「実効的なグループ会社管理のためのポイント」 森本大介
- \* 「M&A 法務デューデリジェンスのチェックポイントと契約への反映【実践演習編】」 石川智也
- \* 「大量保有報告制度【基礎編】」 町田行人

当事務所は、M&A 分野における日本のリーディング・ファームとして、多様な業種の事業会社および投資ファンド等による、様々な手法を用いた企業買収、グループ内事業再編、事業再生型 M&A、ゴーイング・プライベート、MBO、その他あらゆる種類の M&A 案件を取り扱っております。また、クロス・ボーダー案件についても、アウトバウンド・インバウンド案件双方について、欧米に限らず、近年増加しているアジア諸国の M&A 案件を含め、多数の案件に関与しております。当事務所は、M&A 分野に関する最先端の知識並びに豊富な経験およびノウハウに基づき、また、必要に応じて、他の分野および実務の動向に精通した当事務所の多数の弁護士・外国法事務弁護士等と協働することにより、迅速かつ的確なリーガルサービスを提供しております。

本ニューズレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、M&A 分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。西村あさひ法律事務所では、他にもアジア・中国・ビジネス・金融・事業再生等のテーマで弁護士等が時宜に合ったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。